議案第5号

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する 規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2022年6月9日提出 町田市教育委員会 教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立学校施設の開放に関する条例の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する 規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立学校施設の開放に関する条例の改正等に伴い、関係する規定を整備する ため、改正するものです。

2 改正内容

文化スポーツ振興部スポーツ振興課長に補助執行させる町田市立学校施設の開 放に関する事務の範囲を改めます。(別表第2関係)

3 施行期日

令和4年8月1日から施行します。

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部 を改正する規程

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程(平成15 年3月町田市教育委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

	改正後					改正前			
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)				
	補」	助執行させる事務	補助執行させる職員				補助執行させる事務	補助執行させる職員	
断	略		略			略	略	略	
4	<u>‡</u>)町田市立学校施設の開放に関すること (武道場(委員会が 指定するものに限 る。)及び特別教室 こ関することを除 く。)。	文化スポー ツ振興部ス ポーツ振興 課長			4	(1)町田市立学校施設の開放に関すること(特別教室に関すること)とび学校開放運営委員を委嘱することを除く。)。(2)略	文化スポー ツ振興部ス ポーツ振興 課長	
断	略		略			略	略	略	

附則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。